

地方独立行政法人法改正の概要

1 概要

地方独立行政法人法の改正により、「評価委員会の役割の見直し」、「中期目標期間のみなし評価の新設」、「理事長・監事の任期変更」等が行われた。

※改正法案は今国会にて成立（施行日…平成 30 年 4 月 1 日）

2 改正内容（※主要な事項を抜粋）

(1) PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組み

① 設立団体の長と評価委員会の役割の見直し

⇒業績評価の主体を評価委員会から設立団体の長に変更

（評価委員会は存続するが必要な役割を整理（設立団体の長の責任強化））

	項目	現行法	改正法
①	中期目標の策定・変更 (地独法第 25 条)	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いた上で策定・変更	同左（変更なし）
②	中期計画の認可 (地独法第 26 条)	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いた上で認可	設立団体の長が認可
③	各事業年度の事業評価 (地独法第 28 条)	評価主体＝評価委員会	評価主体＝設立団体の長
④	中期目標期間終了時に 見込まれる業績評価 (地独法第 28 条)	—	【新規事項】 評価主体＝設立団体の長 (評価委員会の意見を聴いた上で実施)
⑤	中期目標期間終了時の 所要の措置を講ずる (地独法第 30 条)	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いた上で決定	同左（変更なし）

※改正法において、評価委員会の関与は、①中期目標の策定・変更、④中期目標期間終了時に見込まれる業績評価（みなし評価）、⑤中期目標期間終了後の見直し等とされた。

※ただし、条例に規定すること等により、評価委員会の関与（評価委員会への意見聴取等）を付加することは可能。

② 目標の具体化、業績評価時期の見直し

- ・具体的な中期目標の設定を明記
- ・中期目標期間の最終年度に中期目標に係る業績評価（みなし評価）を実施【新規事項】

(2) 法人の内外から業務運営を改善する仕組み

- ・法人の長(理事長)の任期を「任命の日から中期目標期間の末日まで」と変更
- ・監事の任期を「任命の日から中期目標期間の最終年度の財務諸表承認日まで」と変更

※施行日時点の理事長・監事の任期は経過措置により、理事長の任期は平成 32 年度末、監事の任期は平成 30 年度末まで。（監事の任期は第 2 期財務諸表承認日まで延長することも検討）

《参考》評価委員会の所掌事務

条項	現行法	改正内容
第8条	・設立団体の長が法人の種別に関する定款変更を行うとする際の意見	・内容変更なし
第22条	・設立団体の長が業務方法書を認可しようとする際の意見	・項目削除
第25条	・設立団体の長が中期目標を定めまたは変更しようとする際の意見	・内容変更なし
第26条	・設立団体の長が中期計画を認可しようとする際の意見	・項目削除
第28条	・各事業年度における業務の実績についての評価 ・評価結果の法人、設立団体の長への通知、業務改善勧告	・評価主体を設立団体の長に変更
第30条	・中期目標の期間における業務の実績についての評価 ・評価結果の法人、設立団体の長への通知、業務改善勧告	【28条へ取り込み】 ・中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価に対する意見
第31条	・設立団体の長が中期目標期間終了時に所要の措置を講ずる際の意見	【30条に変更】 ・内容変更なし
第34条	・設立団体の長が財務諸表を承認しようとする際の意見	・項目削除
第40条	・事業年度もしくは中期目標期間終了時に余剰金がある場合、設立団体の長がその活用方法について承認しようとする際の意見	・項目削除
第41条	・法人が限度額を超えて短期借入をする場合、設立団体の長がその承認をしようとする際の意見 ・法人が短期借入の借換をする場合、設立団体の長がその承認をしようとする際の意見	・項目削除
第42条の2	・出資等にかかる不要財産の納付等について、設立団体の長が認可しようとする際の意見	・内容変更なし
第44条	・設立団体の長が重要な財産処分の認可をしようとする際の意見	・内容変更なし
第49条	・特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する意見	・内容変更なし
第56条	・一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する意見	・内容変更なし